

令和 5 年度食品の安全性に関する有害化学物質の
サーベイランス・モニタリング年次計画に掲載する調査候補

令和 5 年度に実施する調査候補の概要（有害化学物質）

1. サーベイランス

	頁	中期計画 優先度	危害要因	対象品目	実施状 況
農 産 物	1	A	タイプ B トリコテセン類等	小麦、大麦	継続
	2	A	無機ヒ素、カドミウム	玄米、精米	継続
	3	A	ダイオキシン類	葉茎菜類	隔年
	4	A	ピロリジジナルカロイド類	スイゼンジナ	新規
畜 産 物	5	A	ピロリジジナルカロイド類	はちみつ	隔年
水 産 物	6	A	アザスピロ酸、ドウモイ酸	ホタテガイ、マガキ	継続
加 工 食 品	7	A	アクリルアミド	菓子類、調理食品、麦茶	継続/ 新規
	8	A	フラン及びフラン化合物	飲料類、しょうゆ、乳児 用調製乳等	隔年/ 新規
	9	A	3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシ ドール脂肪酸エステル類	精製油、加工油脂	隔年
	10	A	3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシ ドール脂肪酸エステル類	乳児用調製乳等	隔年
	11	B	トランス脂肪酸	加工油脂を使用した加工 食品（うち菓子類、ソース混 合調味料）	隔年
	12	B	鉛、ヒ素、カドミウム、水銀	乳幼児用食品（うち飲料 類、菓子類、乳児用調製 乳）	新規
飼 料	13	A	アフラキシン、デオキシバネオール等	粗飼料	継続
	14	A	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	養殖水産動物用飼料	継続
	15	A	ダイオキシン類	飼料原料	継続
	16	B	オクタブチン A、タイプ A トリコテセン類、ステリグマ トキシチン	家畜・家きん用配合飼 料等	継続

※グレーの背景の品目は、輸出重点品目に該当

2. モニタリング

	頁	中期計画 優先度	危害要因	対象品目	実施 状況
飼料	17	A	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	家畜・家きん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料	継続
	18	A	アフラトキシン B ₁ 、デオキシバノール、フモニン、ゼアラレノン	家畜・家きん用配合飼料、飼料用とうもろこし	継続

3. その他の調査

	頁	種類	危害要因	対象品目	実施 状況
加工食品	19	分析法開発	フラン及びフラン化合物	茶飲料、レトルト食品、みそ、レギュラーコーヒー（豆）	新規

※グレーの背景の品目は、輸出重点品目に該当

危害要因	タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）及びそれらの類縁体）	
食品群・飼料	農産物	品目：小麦、大麦
目的と経緯	【目的】 ・ 国産麦類の DON、NIV 等の全国的な含有実態と年次変動を調査し、改訂した指針の有効性を検証 ・ DON、NIV の類縁体（アセチル体及び配糖体）についても調査を行い、類縁体を含めて、国産麦類の安全性を向上させる措置を検討 【経緯】 ・ DON 及び NIV は麦類赤かび病の原因菌である <i>Fusarium</i> 属菌が産生するかび毒で、国内では昭和 30 年代に赤かび病被害を受けた米麦を喫食したことによる集団食中毒が発生 ・ 当省は平成 14 年度から継続的に調査を実施し、平成 27 年度までの調査結果から、国産麦類中の DON、NIV の汚染率や濃度に著しい年次変動があることや、国民全体の健康リスクは低い子どもでは摂取量が多い場合には耐容一日摂取量に近い値と推定されることを公表 ・ 食品安全委員会は令和元年に DON について類縁体を含めたリスク評価を行い、引き続き DON 等の低減が必要と結論 ・ 令和 4 年 4 月から食品衛生法に基づく規格が適用（小麦中の DON：1.0 mg/kg 以下） ・ 当省は、令和 5 年 3 月に「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の低減のための指針」を新たに得られた研究成果を踏まえて「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」へと改訂予定	
調査対象品目及び 予定調査点数	小麦（玄麦）：120 点、大麦（玄麦）：100 点 （すべて国産のもの）	
備考	タイプ A トリコテセン類、ゼアラレノンについて同一試料を用いて同時に調査を実施	

危害要因	無機ヒ素、カドミウム	
食品群・飼料	農産物	品目：玄米、精米
目的と経緯	【目的】 - 指針や手引きに基づく産地における低減対策の有効性を検証するため、国産のコメ中のカドミウム、無機ヒ素の最新の含有実態を把握 【経緯】 - 厚生労働省は、平成 22 年にコメ中のカドミウムの規格を改正（玄米および精米：0.4 mg/kg） - 当省は、平成 21 年度、平成 22 年度にカドミウム、平成 24 年、平成 29～令和元年度に無機ヒ素のコメ中の含有実態調査を実施 - 当省は、研究開発等で得られた低減技術を踏まえ、平成 23 年に「コメ中カドミウム低減のための実施指針」（平成 30 年に改訂）を、平成 31 年に「コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き」（令和 4 年に改訂）を策定 - これらの指針や手引きを踏まえた産地における低減対策の有効性を検証するため、国産のコメ中のカドミウム・無機ヒ素の実態調査を、令和 4 年度から実施（3 年間を予定）	
調査対象品目及び 予定調査点数	玄米：300 点、精米※：300 点 （調査対象は、すべて国産の主食用米）	
備考	※精米試料は玄米試料をとう精して調製する ・ 令和 4 年から令和 6 年度まで実施予定	

危害要因	ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）	
食品群・飼料	農産物	品目：キャベツ、コマツナ、ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ
目的と経緯	【目的】 「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成 11 年関係閣僚会議決定）に基づき、農産物中のダイオキシン類の含有実態を把握 【経緯】 - 平成 12～19 年度までは毎年実施。以降、農産物については、平成 22 年度、25 年度、30 年度と期間を空けて定期的に調査を実施し、農産物から摂取するダイオキシン類による健康リスクが小さいことを明らかにしてきた - 農産物中のダイオキシン類について最新の含有実態を把握するため、調査を実施	
調査対象品目及び 予定調査点数	キャベツ、コマツナ、ネギ、ブロッコリー、ホウレンソウ：計 47 点	
備考		

危害要因	ピロリジジナルカロイド類（PA）	
食品群・飼料	農産物	品目：スイゼンジナ
目的と経緯	【目的】 - PA を含む可能性があるとの報告があるスイゼンジナが、国内では食品として流通していることから、安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を調査 【経緯】 - コーデックス委員会において食品及び飼料中の PA 汚染防止、低減のための雑草管理に関する規範が策定されたり、EU 等で ML が設定されたりするなど、国際的に食品の安全性を向上させる措置が進められている - 文献等の調査の結果、日本では PA を含む可能性がある植物及びその加工品が食品として利用されていることが判明したことから、分析法が確立された品目から順次、農産物や農産加工品の含有実態を調査 - 当省はこれまでに、フキ（平成 27～29 年度）、はちみつ（平成 28 年度）、緑茶（平成 29 年度）、ツワブキ（平成 30～令和元年度）、エキナセア（令和 4 年度）の実態調査を実施	
調査対象品目及び 予定調査点数	スイゼンジナ（生鮮品）：20 点程度	
備考		

危害要因	ピロリジジナルカロイド類（PA）	
食品群・飼料	畜産物、加工食品	品目：はちみつ
目的と経緯	【目的】 - 当省で実施したはちみつ中の PA の含有実態の調査から5年以上経過したため、前回調査で対象としていなかった分析種を調査対象に追加した上で、国内で市販されているはちみつについて最新の含有実態を把握 - 国内におけるリスク管理措置の必要性の検討を実施するとともに、コーデックス委員会で検討されるリスク管理措置に国内の実態を反映 【経緯】 - コーデックス委員会において食品及び飼料中の PA 汚染防止、低減のための雑草管理に関する規範が策定されたり、EU 等で ML が設定されたりするなど、国際的に食品の安全性を向上させる措置が進められている - 文献等の調査の結果、日本では PA を含む可能性がある植物及びその加工品が食品として利用されていることが判明したことから、分析法が確立された品目から順次、農産物や農産加工品の含有実態を調査 - PA を含む植物を蜜源にすることにより、植物中の PA がはちみつに移行するとされており、当省では、平成 28 年度にはちみつ中の含有実態の調査を実施し、ほとんどののはちみつにおいて、PA 濃度が低いことを確認	
調査対象品目 及び予定調査点数	- アザミはちみつ及びエキウムはちみつ（PA 含有植物と同科同属のアザミ（キク科アザミ属）及びエキウム（ムラサキ科エキウム属）を蜜源とするはちみつ）：30 点 - 百花はちみつ（複数の種類の植物を蜜源とするはちみつ）：120 点 - その他の蜜源はちみつ（フキ（キク科フキ属）など上記を除く植物を蜜源とするはちみつ）：90 点	
備考		

危害要因	アザスピロ酸、ドウモイ酸	
食品群・飼料	水産物	品目：ホタテガイ、マガキ
目的と経緯	【目的】 - 二枚貝の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、我が国周辺で採取、養殖される二枚貝について、貝毒の含有実態を把握 【経緯】 - コーデックス委員会、EU、米国は二枚貝可食部について最大基準値を設定 - 現在、我が国から EU へ二枚貝を輸出する際には、当該基準値を越えないこととされている - 平成 20～22 年度、当省は全国の 28 道府県で採取した二枚貝の貝毒の含有実態を調査し、最大値でもコーデックス基準値をはるかに下回っていることを確認 - 平成 30 年度から実施した当省事業において、我が国近海でアザスピロ酸を産生するプランクトンを確認 - 気候変動による二枚貝中のアザスピロ酸濃度への影響やドウモイ酸を産生するプランクトンの増加等が懸念されているが、近年の含有実態データが不足 - 令和3年度は、ホタテガイ、マガキに加え、日本周辺の毒化しやすい二枚貝（ムラサキイガイ、ヒオウギガイ）を予備調査 - 令和4年度は、ホタテガイ、マガキを各 60 点調査	
調査対象品目及び 予定調査点数	ホタテガイ：60 点、マガキ：60 点 （日本で採取、養殖されたもの）	
備考	令和4～5年度で各品目計 120 点の調査を実施予定	

危害要因	アクリルアミド（AA）	
食品群・飼料	加工食品	品目：ポテト系スナック菓子、フライドポテト、麦茶、調理済みカレー、野菜チップス、果実加工品（果実を乾燥又は素揚げした製品）、ココアパウダー・チョコレート
目的と経緯	【目的】 ・ 食品事業者による自主的な低減対策の実施状況を確認するため、日本人において AA の摂取寄与が大きいと推定した加工食品中の最新の含有実態を把握 ・ 加えて、海外で調査が行われているものの国内の含有実態が未解明の品目について、リスク管理措置の必要性を判断するため予備的な調査を実施 【経緯】 ・ 穀類やいも類などを 120℃以上で加熱した食品に AA が非意図的に含まれることが 2002 年（平成 14 年）に発見 ・ 食品安全委員会は、食品を通じて長期間にわたり AA を摂取すると健康に悪影響を及ぼす可能性があると評価 ・ 当省は、AA を含有する可能性がある加工食品を対象に、平成 16 年度から含有実態を継続的に調査するとともに、平成 25 年に、食品事業者が自主的に行う食品中の AA 低減に向けた取組を支援するため、「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」を策定・普及 ・ ポテト系スナック菓子、フライドポテト等の一部の食品では、当省の含有実態調査の結果、調査開始当初と比較して統計学的に有意に AA 濃度が低減したことを確認	
調査対象品目及び 予定調査点数	・ ポテト系スナック菓子（春季）、フライドポテト（秋季）、麦茶：各 60 点 ・ そのほかの品目：各 30 点	
備考	・ ホールセール製品を中心に調査を実施 ・ リテール製品を対象とした実態調査についても、別途実施を検討	

危害要因	フラン及びフラン化合物	
食品群・飼料	加工食品	品目：コーヒー飲料、果実飲料、しょうゆ、乳児用調製粉乳、ベビーフード
目的と経緯	【目的】 - 分析法が確立された品目について、フラン、メチルフラン、エチルフランのリスク管理措置の必要性を判断するため、開発した分析法の性能を検証しつつ、予備的な含有実態調査を実施 【経緯】 - フランは、食品の加熱工程等で意図せずに生成し、動物試験ではフランの代謝物が肝毒性を持つことが報告 - 平成 29 年、欧州食品安全機関は、フラン単体での暴露を考慮した場合と比べ、2-メチルフラン及び 3-メチルフランの暴露が肝毒性の懸念を増加させると評価 - 当省は、過去に国内で流通する食品中のフランの含有実態調査を実施 - フラン化合物については、国際的な基準を満たす妥当性が確認された標準的な分析法が未報告であり、実態調査未実施であったことから、平成 30～令和 2 年度に研究事業にて、含有実態調査に活用できる分析法を開発し、一部の食品について単一試験所での妥当性確認を実施	
調査対象品目及び 予定調査点数	コーヒー飲料、果実飲料、しょうゆ、乳児用調製粉乳、ベビーフード（ウェット）：各 60 点	
備考	ホールセール品を中心に実施する	

危害要因	3-MCPD 脂肪酸エステル類（3-MCPDE）及びグリシドール脂肪酸エステル類（GE）	
食品群・飼料	加工食品	品目：精製油（植物油脂・魚油）、加工油脂
目的と経緯	【目的】 「食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類低減のための手引き」（令和2年公表、以下「低減のための手引き」という。）等に基づく、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、3-MCPDE 及び GE の含有実態を把握 - 得られた含有実態データをもとに、日本人の 3-MCPDE 及び GE の摂取量を推定し、含有濃度や摂取量の低減状況を把握するとともに低減対策の妥当性等を確認 【経緯】 - 平成 24～26 年度、平成 28 年度に食用植物油脂、油脂の含有率が高い食品（バター、マーガリン、ショートニング、ラード、魚油を主成分とする食品、調製粉乳等）の調査を実施し、国内で流通するこれらの食品中の 3-MCPDE、GE 濃度が当時の海外における報告よりも低い傾向であること、平成 28 年度のこめ油中の濃度が平成 24～25 年度の調査結果より低い傾向であることを確認 - 国内事業者は、コーデックス委員会による実施規範（2019 年（令和元年））や、当省及び国内関係団体による「低減のための手引き」を活用しつつ、自主的に低減対策を進めており、その効果を検証する必要 - EU のほかアジア地域でも基準値が設定済みもしくは検討中であることから、輸出する場合には基準値へ適合するよう製造する必要	
調査対象品目及び 予定調査点数	- 食用植物油脂：120 点程度 - 魚油：30 点 - 加工油脂（マーガリン、ショートニング、ラード）：90 点程度	
備考	あわせて 2-MCPD 脂肪酸エステル類も分析	

危害要因	3-MCPD 脂肪酸エステル類（3-MCPDE）及びグリシドール脂肪酸エステル類（GE）	
食品群・飼料	加工食品	品目：乳児用調製乳、フォローアップミルク、特殊用途育児用粉乳
目的と経緯	【目的】 ・ 「低減のための手引き」（前ページ参照）等に基づく、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握 ・ 得られた含有実態データをもとに、日本人の 3-MCPDE 及び GE の摂取量を推定し、含有濃度や摂取量の低減状況を把握するとともに低減対策の妥当性等を確認 ・ 輸出重点品目である乳児用調製乳について、海外の基準値等への適合性を確認し、輸出促進に貢献 【経緯】 ・ 平成 24～26 年度、平成 28 年度に食用植物油、油脂の含有率が高い食品の調査を実施し、国内で流通するこれらの食品中の 3-MCPDE、GE 濃度が海外での報告よりも低い傾向であることを確認 ・ 国内事業者は、コーデックス委員会による実施規範（2019 年（令和元年））や、当省及び国内関係団体による「低減のための手引き」を活用しつつ、自主的に低減対策を進めており、その対策の効果を検証する必要 ・ EU のほか乳児用調製乳の主要輸出先であるアジア地域で基準値が設定済みもしくは検討中であることから、輸出する場合には基準値に適合するよう製造する必要 ・ 当省の研究事業（令和 3～4 年度）及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて高感度分析法を開発中	
調査対象品目及び 予定調査点数	乳児用調製乳、フォローアップミルク、特殊用途育児用粉乳：計 125 点程度（粉乳 100 点、液状乳 25 点）	
備考	あわせて 2-MCPD 脂肪酸エステル類、2-MCPD、3-MCPD も分析を検討	

危害要因	トランス脂肪酸	
食品群・飼料	加工食品	品目：調味料類、穀類加工品、菓子類、食用植物油脂
目的と経緯	【目的】 - 事業者の自主的な低減の取組による効果を確認するとともに、日本人の脂質摂取の状況への影響を把握するため、加工油脂中のトランス脂肪酸（TFA）・飽和脂肪酸（SFA）及び不飽和脂肪酸の含有実態を調査 - 結果は消費者にバランスの良い食生活の重要性を継続的に情報提供するため活用 【経緯】 - 当省が、平成 17～19 年度に TFA のトータルダイエツトスタディを実施した結果、日本人の平均的な TFA 摂取量は、WHO が目標とする総摂取エネルギーの 1 %相当量未満であり、TFA の主な摂取源は油脂類、菓子類、調味料・香辛料類、乳類、肉類、穀類であった - 平成 26～28 年度の食品中の TFA 含有実態調査結果を平成 18～19 年度の調査結果と比較したところ、33 品目中 22 品目で TFA 濃度は低減傾向であることが判明 - WHO が 2023 年（令和 5 年）までに食品中の油脂の加工由来の TFA 排除を呼びかけ - TFA への消費者の関心は未だ高い一方で、近年の国民健康・栄養調査の結果、脂質そのものや SFA の摂りすぎの日本人の割合が増加していることに留意が必要	
調査対象品目及び 予定調査点数	調味料・香辛料類（半固体状ドレッシング、乳化液状ドレッシング・分離液状ドレッシング）、ルウ（カレー、シチュー、ハヤシ）、穀類加工品（食パン、ロールパン、クロワッサン、菓子パン、調理パン・総菜パン、即席めん）、菓子類（米菓、ショートケーキ、アップルパイ・ミートパイ、デニッシュペストリー、シュークリーム、ドーナツ、菓子パイ、半生ケーキ、ビスケット・ビスケット加工品、ウエハース、ポテト系・小麦系・コーン系スナック、プリン、チョコレート）：各 10～20 点（計 300 点程度）、食用植物油脂：60 点程度	
備考	- 米菓、ビスケット・ビスケット加工品、ウエハース、ポテト系スナックについては、令和 4 年度に実施したアクリルアミドの調査試料を活用 - 食用植物油脂については、3-MCPDE/GE の調査試料を活用	

危害要因	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素、無機ヒ素	
食品群・飼料	加工食品	品目：乳幼児用食品
目的と経緯	【目的】 - 乳幼児用食品中の重金属等について、食品の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、主要な品目中の鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素、無機ヒ素の含有実態を予備的に把握 【経緯】 - 食品中の鉛については、令和2年に食品安全委員会が食品健康影響評価を公表 - 厚生労働省は、令和4年12月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で食品中の鉛の規格基準の設定等について審議し、情報収集を行った上で継続審議とすることを確認 - コーデックス委員会は、2022年（令和4年）11月に乳幼児用穀類加工品中の鉛の最大基準値を採択、直接消費用調理済み乳幼児用食品の鉛の最大基準値を予備採択、また、2014年（平成26年）に乳幼児用調製乳等の鉛の最大基準値は従来よりも低い水準に改定 - 諸外国では、乳幼児用食品中の鉛以外の有害元素に関しても、最大基準値を設定済みであったり、新たに設定したりする動きがある	
調査対象品目及び 予定調査点数	- ベビーフード（ウェット）：60点 - ベビーフード（ドライ）：30点 - ベビーおやつ：30点 - ベビー飲料：30点 - 乳児用調製乳（液体、粉）：30点	
備考	- 乳児用調製乳については、3-MCPDE/GE の調査試料を活用 - ベビーフード（ウェット）については、フ란の調査試料を活用	

危害要因	アフラトキシン B ₁ 、デオキシニバレノール、フモニシン（B ₁ +B ₂ +B ₃ ）、ゼアラレノン	
食品群・飼料	飼料	品目：粗飼料（トウモロコシサイレージ、稲 WCS）
目的と経緯	【目的】 - 粗飼料中のかび毒について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握 【経緯】 - これまでの粗飼料中のかび毒の含有実態調査結果からは、家畜等の健康やその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康に悪影響を及ぼす汚染は確認されていないが、基準値やその他の措置の必要性の検討に必要な含有実態データが不足 - 複数年をかけて粗飼料中のかび毒濃度の年次変動を確認するための含有実態データを収集した上で、将来的に基準値やその他の措置の必要性を検討予定	
調査対象品目及び 予定調査点数	粗飼料（トウモロコシサイレージ、稲 WCS）：200 点	
備考	令和6年度以降も実施予定	

危害要因	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	
食品群・飼料	飼料	品目：養殖水産動物用飼料
目的と経緯	【目的】 ・ 養殖水産動物用飼料中の重金属等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握 【経緯】 ・ 重金属等は、環境中（水や土壌等）に広く天然に存在するため、魚介類に由来する飼料（魚粉等）に含まれることが多い。 ・ 養殖水産動物用飼料の主な原料となる魚粉には、重金属等の基準値が設定されているが、養殖水産動物用飼料は重金属等の基準値等の検討に必要な含有実態データが不足 ・ 複数年かけて養殖水産動物用飼料中の含有実態データを収集し、将来的に基準値等の必要性を検討	
調査対象品目及び 予定調査点数	養殖水産動物用飼料：調査点数は調整中	
備考	令和6年度以降も実施予定	

危害要因	ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）	
食品群・飼料	飼料	品目：飼料原料（魚粉、魚油）
目的と経緯	【目的】 - ダイオキシン対策推進基本指針（平成 11 年関係閣僚会議決定）に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握 【経緯】 - 近年の調査の結果から、魚粉及び魚油中ダイオキシン類濃度は低い水準で推移し、魚油中では緩やかな下降傾向であることを確認 - 飼料中のダイオキシン類濃度の経年変化を確認するため、引き続き、含有実態を調査	
調査対象品目及び 予定調査点数	飼料原料（魚粉、魚油）：合計 20 点	
備考	令和6年度以降も実施予定	

危害要因	オクラトキシン A、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）、ステリグマトシスチン	
食品群・飼料	飼料	品目：家畜・家さん用配合飼料及びその原料
目的と経緯	【目的】 - 飼料中のオクラトキシン A、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）、ステリグマトシスチンの基準値やその他の措置の必要性を検討するため、含有実態を把握 【経緯】 - 輸入飼料の調達先国において、これらのかび毒による飼料の汚染が報告 - 複数年かけて、輸入飼料を中心に、これらのかび毒の年次変動を確認するための含有実態データを収集し、将来的に基準値やその他の措置の必要性を検討	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家さん用配合飼料及びその原料（とうもろこし等）：調査点数は調整中	
備考	- 家畜・家さん用配合飼料の原料のうち、一部のそうこう類についてはステリグマトシスチンの分析法が確立されていないため、当該かび毒の調査対象からは除く - 令和6年度以降も実施予定	

危害要因	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	
食品群・飼料	飼料	品目：家畜・家さん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料
目的と経緯	【目的】 - 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握 - 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する 【経緯】 - 飼料に重金属等の管理基準を設定 - 近年の調査の結果から、飼料中の鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素濃度は、基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はないことを確認 - 毎年度、モニタリングを実施し、基準値の遵守状況を確認する必要 - モニタリングの結果は独立行政法人農林水産消費安全技術センターのウェブサイトで定期的に公表	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家さん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料（魚粉等）：調査点数は調整中	
備考	令和6年度以降も継続して実施	

危害要因	アフラトキシン B ₁ 、デオキシニバレノール、フモニシン（B ₁ +B ₂ +B ₃ ）、ゼアラレノン	
食品群・飼料	飼料	品目：家畜・家さん用配合飼料、飼料用とうもろこし
目的と経緯	【目的】 - 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握 - 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する 【経緯】 - 飼料にかび毒の指導基準（搾乳用の家畜の配合飼料のみ）又は管理基準を設定 - 近年の調査の結果から、配合飼料中のアフラトキシン B₁、デオキシニバレノール、フモニシン（B₁+B₂+B₃）、ゼアラレノン濃度は基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はほとんどないことを確認 - 毎年度、モニタリングを実施し、基準値の遵守状況を確認する必要 - モニタリングの結果は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのウェブサイトで定期的に公表	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家さん用配合飼料、飼料用とうもろこし※：調査点数は調整中	
備考	※飼料用とうもろこしは、アフラトキシン B₁ のみがモニタリングの対象 令和6年度以降も継続して実施	

危害要因	フラン及びフラン化合物	
食品群・飼料	加工食品	品目：茶飲料（麦茶、ほうじ茶）、レトルトカレー、みそ、レギュラーコーヒー（豆）
目的と経緯	【目的】 - 当省の研究事業にて開発したフラン、メチルフラン、エチルフランの同時分析法について、フラン化合物の含有実態を把握する必要があるものの、研究事業では妥当性の確認を実施するに至らなかった品目に適用が可能かどうか、単一試験所において妥当性の確認を実施し、必要があれば改良を行う 【経緯】 - フランは、食品の加熱工程等で意図せずに生成し、動物試験ではフランの代謝物が肝毒性を持つことが報告 - 平成29年、欧州食品安全機関は、フラン単体での暴露を考慮した場合と比べ、2-メチルフラン及び3-メチルフランの暴露が肝毒性の懸念を増加させると評価 - 当省は、過去に国内で流通する食品中のフランの含有実態調査を実施 - フラン化合物については、国際的な基準を満たす妥当性が確認された標準的な分析法が未報告であり、実態調査未実施であったことから、平成30～令和2年度に研究事業にて、含有実態調査に活用できる分析法を開発し、一部の食品について単一試験所での妥当性確認を実施	
調査対象品目	茶飲料（麦茶、ほうじ茶）、レトルト食品（カレー）、みそ、レギュラーコーヒー（豆）	
備考	妥当性が確認された品目については、令和6年度以降にサーベイランスを実施予定	